

学談「護憲・改憲の諸問題」

——憲法調査会批判を一時点として——

目次

- 一 はじめに
- 二 憲法の変遷について
- 三 憲法改正と改悪の峻別の問題（以上八七号）
- 四 改憲問題の端緒
- 五 憲法調査会の改憲論
- イ 天皇制
- ロ 第九条
- ハ 基本的人権と権力機構
- ニ 義務規定の強調
- ホ 国家非常権の主張
- ヘ 二院制の問題（以上八八号）
- 六 憲法第九十六条の改憲手続
- イ 憲法改正の「発議」
- ロ 外国の憲法改正手続の規定
- ハ 法律案の提出権
- ニ 憲法調査会の違憲性
- ホ 憲法改正「発議」の要件
- ヘ 国民投票規定の規準
- ト 憲法改正権の所在
- 七 反憲法教育の現状（以上本号）

出席者（発言順）

大阪市立大学教授(司会者)	黒田了一
同志社大学教授	田畑忍
関西学院大学教授	一円一億
神戸大学助教授	和田鶴蔵
大阪学院大学教授	田畑磬門
同志社大学講師	阿部照哉
京都大学助教授	土井多賀子
同志社大学講師	毛利与一
弁護士・関西大学講師	

六、憲法第九十六条の改憲手続

黒田 こんどは、第九十六条の憲法改正手続について、討論して頂きます。第九十六条は、純然たる手続規定で、現実の政治的動向と離れて、冷静・客観的な解釈をこころみることが可能な筈ですが、実際には、とかく改正がしやすいかどうかを顧慮した議論におちいる傾向がある様です。第九十六条で、問題になる点は、たくさんありますが、とくに憲法改正の発議というこの意味、またそれに関連して改正の発案権がどこにあるか、という問題、それから、総議員の $\frac{2}{3}$ 以上という時の総議員というのは、衆参両議院の現在員をいうか、あるいは、総定員をいうかという点が問題になります。更に、国民投票においても、その過半数というのが、有効投票の過半数とみるか、総投票数の過半数とみるか、という点で意見が分れると思います。更に、第二項では、この憲法と一体をなすという意味が、多く議論になるでしょう。

① 憲法改正の「発議」

先ず、最初に憲法改正の発議ということの意味について討論願いたいと思います。旧憲法では、内閣が提出する場合には、議案の提出といい、議員が提出する場合には、発議という用法が、ほぼ固まっていたと思います。しかし、発議という言葉自体、そう厳格に解されていると思えない。一方では、宮沢（俊義）さんのように、衆参両議院で、憲法改正案を可決した、つ

まりその議決が発議であり、また議決するということは、国民への提案ということと同じ意味をもって、発議ということからは、即ち、国会が議決して、国民に提案することで、最後の議決のことをのみ、発議と解されているようです。又、それとまったく反対の極に立つ解釈としては、まず改憲の必要性についての提案にはじまり、ついで改憲案を準備して、国会に提出し、ついでそれを審議し可決するという一連の過程全体、つまり発案、議決のことを発議と解する見方もあります。どちらの方が妥当なのか、又、その中間の意見が成り立つのか、その点について少し議論をして頂きたいと思えます。

阿部 最後の、議決するということだけを捉えてよいのじゃないかと思えます。

黒田 それでは、発議の「発」について、あまり重きを置かないのですね。

阿部 発議というのは、国民に提案するという趣旨がある程度、含ましめて、発議といっているのだと思います。従って、議決して、又提案するということ、厳密に手続を分けて考えるのは、あまり必要がないのではないかと思います。

黒田 条文の上では、「国会が、これを発議し、国民に提案して」というふうに二段階に分けた表現をとっていても、その点は無理に分けなくてもよいということですね。つまり発議というものは、国会が議決することによって、国民投票に付すべき案を提起するという意味だと解する点で、宮沢説と同じですね。

和田 発議ということでは問題になるのは、内閣に原案提出権があるか否かということが一ぱんでしよう。

田畑(忍) 発議の中には、発案と議決を含んでいるのではないでしようか。

和田 含んで居らないとすれば、内閣に発案権があるというわけですね。

田畑(忍) 内閣には、発案権はないんですね。国会にあくまでもあるんですよ。国会が発議をするんであって、この発議には、先ず発案をしなくてはならない。つまりそれは国会の権限であって、内閣の権限ではない。国会が自主的に発案して、議決する。そして国民に提案する状態ができ上る。すなわち改正案ができ上るわけです。

和田 それは、分りますけれども、議決するということだけを議決だとするならば、内閣の発案権を制限していないことになりません。

田畑(忍) だから、発議即ち、議決であると考える宮沢(俊義)説は、その意味で、間違っていると思います。つまり発議の中に発案ということが入っている。国会の発案です。内閣が発案して、国会が議決をするということでは決してない。もしそうであれば、それは明文ではっきりきめていなくてはならない筈です。それがありませんからね。

黒田 旧憲法の場合は、法律上の用語として、固まっておるのですか。旧憲法の場合は、「将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改

定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ継統ノ子孫ハ発議ノ権ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ……」云々とあるわけですが？

田畑(忍) それは、前文でしよう。旧憲法第七十三条は「勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ」でした。そこでは、議に付するという天皇の発案と同時に帝國議會で議決するということが必要ならぬ。日本国憲法の場合はしかしちがいます。

和田 私は、内閣に、発案権はないと考えておりますから、発議というのは、発案も議決も審議も、含んで、全体のものでなくてはならない。

田畑(忍) 同じ意見ですね、全く同じです。

阿部 そうすると手続上の問題として、国会が発案するといふのは、おかしいから、いわゆる議員が発案するわけですが、その場合に、総議員の $\frac{2}{3}$ と云うのは、その場合にも要求されること、即ち、 $\frac{2}{3}$ で発案し、審議して、その結果、議決する場合にも、やはり $\frac{2}{3}$ であると。

田畑(忍) 日本国憲法第九十六条の場合は、憲法の改正を提案する議員が、 $\frac{2}{3}$ 以上揃わんことには、発案ができない。**阿部** そうすると要件がきついなということがはっきりしてきますね。

黒田 改正案の議決に際し、国会で $\frac{2}{3}$ の賛成が得られるような情勢の場合には、改正しようじゃないかという提案も、改正案の提出も、大体 $\frac{2}{3}$ 以上の賛成が得られるということ

になりますね。とすると、発案に際してまで $\frac{2}{3}$ 以上をつけるのはきびしすぎるとの不安は必ずしもあたりませんね。

田畑(忍) 政党の意見が、おのずから、既にきまっているわけでしょう。例えば自民党は、変えようと考えているが、他の政党が考えていない場合、具体的には、自民党が $\frac{2}{3}$ 以上の議席をとっているか、どうかということですね。 $\frac{2}{3}$ 以上あれば、それで発案ができる状態にあると云えるわけでしょう。その場合でも私は、それは「改正」の発案に限定される、「改悪」は許されないと思うのです。

和田 その点、少し私は、田畑先生と違って来るわけですね。発案から議決に至る全体を「発議」というのですけれど、最後の議決は、 $\frac{2}{3}$ 以上の賛成がなければならぬが、しかし、審議過程の中では、ひとつひとつ $\frac{2}{3}$ 以上の賛成がなければ決定できないと考えないんです。とに角、全体として、発案も議決も、国会でやらなければならぬ。しかし、その発案は、通常の法律案でも三十人の賛成で発案できるが、議決は出席議員の過半数でなければならぬのと同様、発案および審議過程における決定は国会の定めるところによって $\frac{1}{3}$ でも、 $\frac{1}{5}$ でもよいと思います。

土井 和田先生のおっしゃるところは、議決には $\frac{2}{3}$ 以上の賛成が必要だけれども、発案の場合には、賛成が $\frac{2}{3}$ なくてもよいという意味になりますね。

和田 ええ、そうです。

土井 そうすれば、九十六条にいう発議の法意については、

発案ということは問題外となつて、議決イコール発議というふうに解釈なさるのでしようか？

黒田 結果的には、そうなりそうですね。

田畑(忍) 私のは、非常に厳格なんです。 $\frac{2}{3}$ 以上なければ発案ができない。従つて、憲法調査会の改憲意見なんかも $\frac{2}{3}$ 以上なければ、いけないと考えています。

黒田 だが、その条件は国会の発議に因つてだけ適用されるので、他の場合にまで拡大して考えるのは、やはり法の解釈としては無理じゃないですか。発議を発案・審議・議決という一連の作業と解し、その条件を厳格にするという点では同感ですが。

田畑(忍) そういう厳格な私見ですから、憲法調査会法を議会で $\frac{1}{2}$ 以上で作ることも間違っていると思います。 $\frac{2}{3}$ 以上の多数でないときに、調査会法を作つて調査会の審議をやることは許されない。しかも、それを内閣がやっているのですから、三重の憲法違反をやっているわけです。更に $\frac{2}{3}$ 以上というのは、改正の場合に限定しているわけです。だから万場一致で、憲法改悪を考えることも許されない。国民も、改悪は許されていない。その点憲法は厳格できびしいのですよ。

和田 いま土井さんの云われた発議というのは、議決だけを云うのだとすると、国会以外の他の機関が発案をしてもよいわけでしょう。

土井 そうはなりませんね。そのような規定は憲法のどこにもありませんから。

和田 国会は、最後に $\frac{2}{3}$ 以上で議決だけをすればよいのであって、発案は誰でもよいということになりませんか。

田畑(忍) あなたの場合、そこが、宮沢説と異っているのですよ。宮沢説は、発議が議決であるから、内閣が発案できるという考えですが、あなたの場合、発案は内閣でできるのでなくして、それは国会に限定されているとされる。しかし、発案の場合は、必ずしも $\frac{2}{3}$ に限らない、というふうを考えられるのですけれどもね。私は、発案も全部入っていると思っ

すが。
黒田 その点、私も、同説ですけれどもね。発案も議決も必ず、 $\frac{2}{3}$ 以上というわけです。ただ、それではあまりにも条件がきびし過ぎるという批判が出るわけです。

田畑(忍) いや、批判が出てても、憲法は条件をきびしくしているのです。その非難が実は正しくない。

④ 外国の憲法改正手続の規定

黒田 その点でね、第九六条の改悪意見が出ているのです。日本の憲法改正手続が、きびし過ぎるかという点、必ずしもあれ程でもありません。もっときびしいのが他にも、たくさんあるのです。例えば、フィリッピンでは、議会で $\frac{3}{4}$ 以上、国民投票で過半数の賛成が条件となっていますし、メキシコやアメリカでも、連邦議会の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成の他に、更に州議会

なんか、数年に一回ぐらいで憲法が改正されています。だから、改正が必要だという気運が高まれば、嚴重な手続でも特別多数でもって、変えられるので、変える必要もないのに、変えようと

とするから、きびし過ぎるという批判が生れるのです。
田畑(忍) また、たいていの場合改悪をやっている場合が多いのですよ。又条件をきびしくしているのは、それは、憲法の保守性だと思いますね。改正がそう軽々とできんようになって

いるのです。改正規定はつまり保守的なんです。又憲法の固定性でもあるわけです。更にしかし、その保守性が、同時に進歩性に連なっているのです。改正が困難であると同時に「改悪」が更に困難であるようにきめているのです。

阿部 それは、現に在る憲法が、進歩的か、保守的かということにもよりますね。現に在る憲法が、進歩的なものであれば、それを守ることが進歩的であるし。

土井 まず今の憲法の改悪を阻止するという憲法保障の意味をみるのが大事でしょう。
阿部 いや、現在の憲法がよいかぎり、改正困難もよいが、悪い場合にはいけませんね。

田畑(忍) いや、憲法というのは、他の法律に比べますと、どんな場合でも、たいていは進んでいるんですよ。明治憲法の場合でも、民法・商法・刑法よりも、はるかにこれは進んでいたのですからね。

阿部 それが、できたときには、確によいものだったんでし

ようけれど……。

田畑(忍) できた時は、勿論そうであるし、その続いている間に、下級の法令が逆行している場合が多いのですよ。明治憲法の時代でもそうですよ。昭和になると、軍部・官僚が、まるで憲法を蹂躪してしまつたでしょう。更に旧憲法を、改悪する動きすら軍部の中にあつたんです。憲法学者の中にもそれに同調した人があつたんですから。軍部はむしろ進歩的と云われていた憲法学者を動員しようとしたのですよ。それぐらい反動化していたのです。しかし、明治憲法も改悪を認めていなくつたし、又軍部も事実改悪をやれなかつた。

和田 憲法改正論者の中には、第七十二条を根拠にして、内閣に発案権があると云っている者が多いわけでしょう。

黒田 議院内閣制ということを根拠にしているわけですね。高柳さんとか、宮沢さんとか。また池田首相や林法制局長官などの国会での発言をみても。つまり、内閣に発案権がないと云つても、実益がないじゃないかと。国務大臣は、過半数が国会議員なんだから、国会議員の資格で提案できる限り、内閣に提案権なしといつても、実益はないと。

和田 しかし、それは政治論であつて、法律論としては、第七十二条を根拠にしているのです、そうでなければ、内閣に発案権があるとは云えないと思う。

① 法律案の提出について

田畑(忍) そうです第七十二条を根拠にして、法律案の提出

権も内閣にあるという誤つた解釈で、内閣法五条ができていたのですが、更に憲法の場合にも同じ誤つた法理をもって来て、内閣総理大臣が、内閣を代表して原案を国会に提出する権限があるとしているわけですね。

和田 田畑先生は、佐々木先生と同じ説ですか。

田畑(忍) ええ大体そうです。即ち法律の場合、提案権は内閣にないんです。この点、前に恒藤恭先生と論争になりましたね(笑い)。恒藤先生は、それは、あるという見解でした。最後には恒藤先生は黙認されるようになりました。それから、田畑啓門さんも、恒藤先生と大体同じ意見でしたね(三一新書『討論日本国憲法』参照)。

土井 二つの論は立法作用の範囲をどの様に考えるかということを分岐点として違つてきたのでしたね。

黒田 確かに、憲法第七十二条には、内閣に議案を提出できると書いてあるけれども、それは行政機関としての内閣の権限に属する議案に限って許されるので、立法権や司法権など、他の機関に専属するような議案、つまり内閣の権限外の議案についての提案権はない筈ですね。

田畑(馨) 池田はこの七十二条に根拠を置いているようだし、林法制局長官はさらにそれを受けて内閣法第五条の「……その他の議案」中に含まれると説明していたようですが、まったく無茶ですね。九十六条一カ条のために特に一章を設けている現憲法の精神から言つても改憲手続は特に嚴重に考えなければ……

田畑(忍) 恒藤先生も、憲法は、別だとおっしゃいましたね。憲法については、内閣に提案権はないが、法律の場合には内閣に提案権がある筈だと云っておられました。

和田 憲法は、「国会がこれを発議し」と定め、わざわざ「国会」とことわっているのですから、それを論拠として、国会に専属していると解しています。

田畑(忍) あなたの様に考えて、 $\frac{2}{3}$ の議席がなくても、発案ができるのだとするとね。結局、宮沢説とか、池田説になつてしまふんです。そうなりませんか。

和田 いや、政治的には、そうなるかも分りませんが、私は、憲法改正の問題について、国会で自由に討議し、語るうちに、 $\frac{2}{3}$ の賛成者ができたり、また、反対者が $\frac{1}{3}$ 以上になつたり、することを期待するわけです。それが審議というものです。

田畑(忍) 単に憲法問題を論議するのはいいですがね。しかし、発案を少数議員でもってできるということは、第九十六条からは云えないと思いますね。

黒田 第九十六条をすなおにみる限り、いやしくも改憲問題については、国会が終始イニシヤティヴをとらねばならんと、という意味にとれるのではないですか。

和田 それは、そうです。私の考え方でもイニシヤティヴはとれます。

黒田 発議ということの意味を、発案議決と解する人は、勿論内閣には発案権がないということになります。発議を単に、国民に提案すべき案の議決だと解釈する場合でも、内閣に発案権ありということに、いきなり結びつきはしないわけですね。内閣にあるという意見と、ないという意見と二つの意見に分れる筈です。高柳・宮沢説は、発案権ありというわけですね。阿部さんは、その点どうですか。

阿部 私は、その点やはり憲法第四十一条との関係で、憲法改正作用も立法作用に属すると思うんですが、そこで、第四十一条を厳格に解釈するとなると。

黒田 唯一の立法機関ですからね、国会は……。

阿部 もう最初から、しまいまでを国会で行うということになると、内閣の発案権を認めるべきでないということになります。

田畑(忍) その点、立法権ですけれどね。私の解釈は、今おっしゃったのと違うんです。憲法第四十一条という立法権は、法律の制定ということに限定されているのです。憲法は、入らないんです。憲法の改正は、第九十六条がきめているのであって、第四十一条で云っている立法権は、法律だけに限定されているんです。政令も、条例も、最高裁判所の規則も勿論入らないし、法律だけです。第四十一条は、非常に狭い意味でいっているのです。

阿部 そうでしょうか。

田畑(忍) 立法の概念ですが、最も広い意味では、憲法も入り、他の法令も入って来ますね。しかし第四十一条の立法は、法律制定だけです。政令は、内閣が制定の手續機関だし、条例は、地方公共団体が定めるものであるし。……。四十一条は、国会を唯一の立法機関とするんです。憲法は、入らないです。憲法の場合は九十六条です。

阿部 僕は、四十一条は、そういう意味じゃなくて、およそ法を作るのが、元来、国会の権限だと、それに対して、ある程度憲法自身の他の規定において、政令とか、条例とかを、例外的に作ることを認め、ただ立法は原則とし国会のみという根本趣旨を決めていると思います。そうでないと、法律のみを作るということになり、あまりにも、自明のことになります。

田畑(忍) 当然に自明のことを云っているのです。そのために国会制度ができたんです。これは、他の法令を作るといふ趣旨で出来ているのではないです。それは、明治憲法の場合でも他の国の憲法の場合でも同様だと思います。

和田 その点、憲法を作る権力と憲法によって作られた権力というふうに分けて考えられます。だから、憲法四十一条は、憲法によって作られた権力を表わしているんであって、憲法第九十六条の場合は、憲法を作る権力を意味しているのでしょうか。つまり憲法第九十六条は、憲法制定権力の存在についても定めているのですね。

阿部 実質的には憲法を作ることであるが、形式的には一定

の手續的規制に服する、憲法によって作られた権力の行使である。それは憲法の外部にあって、憲法を作るものではないと思います。

田畑(忍) それは、ドイツでも、カール・シュミット流の考えです。シュミットがその太鼓を叩いたあのナチがそう考えたんです。ところが、立憲主義のイエリネックは、そう考えていないです。それは改正権だというように限定しているのです。イエリネックは制定権力というふうに考えていないです。

阿部 憲法制定権力と改正権力と分っているのは、改正権力というのは、憲法制定権力よりも一段下であり、この場合の憲法制定権力というのは、始源的な憲法を作る権力のことである。憲法の条項に従って国家機関が行使する権限は、憲法によって与えられた権限、に当るわけです。従って、第九十六条によって、与えられる権力は、憲法改正権力ですね。

和田 それは、ともに憲法上の権力ですけれどね、他の国家機関に設定した権力と第九十六条の権力とは、権力自体の使い方が違うと思われませんか。

阿部 それは、違いますね。

田畑(忍) その場合、憲法の規定によりますと、改正発案権は権利じゃないですね。改正の権利は国民にあるわけであってこれは後の問題でしょうが国民の権利ですよ。改正の権利を国民に設定しているのであって、その前提として、国会に 2/3 以上の多数をもって、改正案を發議できると云うことを決めて

いるのではないですか。提案権限です。つまり、国民全体が、国家権力をもっている。それに基づいて憲法改正については、個々の国民に、改正の権利を与え、その前提として、国会に、改正案を発議し、提案する権限を設定しているのではないですか。憲法的には、そう考える他はないです。ところが、四十一条は、明らかに法律制定権です。つまり第九十六条は、国会にそれとは別個の権限を与えているのです。すなわち憲法改正発議提案は権限です。そして、それは広い意味の立法権の中には入ると思ふんです。広い意味です。狭義の立法権でなくて広義の立法権の中に入ると思ふんです。広義の立法権の中に、四十一条の定めている法律制定権、内閣の政令制定権（73六）、最高裁の裁判所規則制定権（77）、地方公共団体の条例制定権（94）が入ってきているのです。しかし憲法改正権は権限でなく、国民の権利として、個々の国民に賦与している。こう考えなくては、ならんと思ひます。解釈としては。

和田 とに角、第七十二条というのが第九十六条の改正のばあいには、適用がないということの大きな理由が権力の質の違いにあると思ひます。第七十二条は、第四十一条の立法権の中における議案であります。勿論、その議案に、法律案を含ましめて考へるとしも。

田畑(忍) 私は、違ふんだと思ひます。第四十一条は第四十一条。第七十二条は第七十二条。第九十六条は第九十六条であつて、それぞれ違ふんだと思ふんです。唯、広い意味で、種々

の立法権を入れて考へることができると思ふんです。しかも、九十六条には、憲法改正の権利を国民に与えておられるところに、憲法改正の独自の性格があるんじゃないかと思ふんです。そして明治憲法の七十三条一項をみますと、これは議案の発議ですね。第二項に議決ということが書いてあるんです。つまり明治憲法では、発議と議決とは、別なんです。しかし、日本国憲法九十六条には、発議の中に、発案と議決の両方が入っている。そして、その議決されたものが、改正案となつて、それが国民に提案されるんです。

黒田 まあ、内閣に、憲法改正発案権がないという意味では、ここに居る者は、皆んな一致しているわけです。唯、この過程に於いて、若干意見が分れていますね。内閣に発案権がありとする人々の根拠は、先の、七十二條の議案のうちに憲法改正案を含ませると、云うのと、九十六條の議案を議決と解釈すると、それからもう一つは、先程の議院内閣制というのを理由にするというのと色々ありますが、七十二條は、もともと、内閣は、憲法及び、法律を誠実に執行すべき機関であつて、その是非、善悪を議論したり、その改正にイニシアティブをとつたりするようなことは、内閣本来の任務ではないということになります。又、九十六條をすなおに読めば、改憲問題については、国会が終始これをリードすることが中心となつており、そこでは、内閣について、一言半句も触れていません。それから、議院内閣制を問題にするのは、非常におかしいと思ふんで

す。事実上は、内閣に発案権がないと云っても、國務大臣が、議員の資格で発案できるでしょうけれど、その場合、政治的な意味がないというより、政治的な意味が大きいからこそ、内閣に、発案権があることをさかんに強調しているんだと思います。

和田 佐藤功さんの中間報告にも書いておりますが、内閣に発案権があるという風に、はつきり改正すべきだという意見がたくさんあるのですね。

田畑(忍) 同時に、それは、内閣に発案権があるのだと考えることは、無理だという、いわば語るに落ちていっているのですね。

③ 憲法調査会の違憲性

黒田 ところで、憲法調査会が、内閣の下に設置されているのですけれども、それが、違憲か、どうかという問題も、一寸議論して頂きたいと思えます。調査会法第二条では、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議するというだけで、憲法を改正するという言葉は、何処にも使っていない。そこで、改正する機関でないから、内閣の下に設置してもかまわんじやないかという主張がでてくるわけなんです。その場合に、衆参両議院の国政調査権の問題と、抵触するかどうか、この点、どうでしょうか。

田畑(忍) それは、どうゆう意味ですか。

黒田 憲法第六十二条ですが、「両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、……」という規定に基づいて、両議院が、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議す

る権限は、当然あるわけですね。

田畑(忍) 検討を加えるんじゃないですね。その場合は、衆参両議院がそれぞれ、別個にそうゆう調査権をもっているわけですから、その調査権に基づいて、調査しようということは、実は行政が果して、憲法に基づいているかどうかを調査しようことができる権限であるということなんで、憲法に検討を加えるという権限ではないです。憲法に、他の立法・司法・行政が、合致しているかどうかということ調査しようということ、その権限なのであって、憲法自体を調査する権限ではないですよ。憲法調査の権限などというのは、衆参両議院に与えられていないと考えるてはならん。

黒田 正式に改憲の提案が行なわれな限り。

田畑(忍) まあ改正の問題でしょう。

土井 正式に改憲の発議提案が行なわれても、いろいろと憲法に検討を加えるということは、六十二条による衆参両議院の国政調査の権限内でやることはできないと思うのです。六十二条の問題は全然別個の事がらでしょう。

田畑(忍) だから、六十二条という国政調査ということで、憲法に検討を加えるという権限ではないです。むしろ反対なんです、立法や司法や行政が、憲法に合致しているかどうかという点のみの調査ですよ。

和田 だから、憲法の運用の実際ということば、

田畑(忍) 運用が、憲法通り行なわれているか、どうかとい

う問題です。それが、国政調査の権限なんです。

土井 ええ、憲法規範そのものについて、調査したり、検討したりすることじゃないですね。

田畑(忍) 断じてないです。

黒田 それは、内閣の下に設置された憲法調査会で、色々調査、検討するということは六十二条に関係なしと考える必要はないかというわけですね。

田畑(忍) それから、政府の解釈というものが、九十六条から内閣にそうゆう権限があると錯覚していることから来ているんじゃないですか。

黒田 まあ、実質的には、そうでしょうが、調査会法そのものが改正という文言を使っていないですね。

田畑(忍) 問題になったものだから、その点を避けて、目的は、そこにあっても、言葉の上で避けたんでせう。だから、国会での説明では、鳩山さんから、はっきりとそのため設置するのであると説明しております。

黒田 本質は、改憲機関であるにも拘らず、そうでない形式をとっている。

田畑(忍) 形式というよりも、そうゆうふうには謳われていないということじゃないですか。謳われていないから、高柳会長は、彼のいういわゆる文理解釈をもって来て、憲法改正のための機関じゃないのだ、調査する機関だと云っていたんですよ。

和田 調査する機関なら、改正する必要があるかどうか、と

いう議論をするのはおかしいのに、その点が、一番白熱しているところでしょう。

田畑(忍) 調査会が、法文通りというなら、法文も問題になるところもありますが、憲法に国政が合致しているか、どうかということ、の検討でなくてはならんと思うんです。そうゆう検討であれば、憲法違反性をもたない。

和田 国民の憲法意識がどうかと、いうようなことを調査するというのであれば、憲法は禁じていないと思えますね。けれども、今やっている調査会の仕事は、憲法の条項を改正すべきか否か、何を改正すべきか、ということばかりを主にやっているでしょう。

田畑(忍) つまり、憲法調査会は、逆にやっているわけでしょう。国情に基づいてというわけで、国情、つまり安保条約的国情に憲法が合致していないということを明らかにするためにやっているとしたか思えない。国情が憲法に合致していないということじゃなくて、逆に憲法が、どうも間違っているのじゃないかというようにすりかえたのでしよう。

和田 それは、事実そうでしょう。少くとも改憲論者の意識が、そうですし、高柳会長自身、そうゆう建前をとっておりますね。憲法自体を基準にしてものを考えていないですね。最高裁の判決であるとか、国会で決めた憲法違反の法律を基準にして、これは憲法違反しているが、これでうまく政治は行えるんだと、解釈しているわけです。現在の憲法の解釈と運営で問

違いはないというわけで、高柳さんが、憲法改正に反対しているのです。ですから、高柳さんにしても、積極的に条文を改悪しようとしている改憲論者（十八人委員など）にしても、憲法の根本的な解釈の間違った立場は、共通にしているとは思えないんです。

④ 発議の要件

黒田 未だ、議論はつきないんですが、問題をすすめて「発議の要件」について議論をして頂きたいと思います。2/3以上という場合の、算定基準を現在議員に置くか、総定員に置くかと、いう点です。現在員説は、宮沢さん、和田英夫さんそれに定員説をとっているのは、橋本公直さんと思うんですが、その点、学界でも、十分な論議がなされていないようです。

田畑(忍) 我々も、そういう立場ですよ。総議員とありますからね。現在員と書いていないです。衆議院の場合は、四六七名。参議院の場合は、二五〇名ということになる。それぞれの2/3以上ということですね。

黒田 総議員という言葉自体からは、いきなり定員だと決定しかねる面があると思うんです。現在議席を有する議員の全体を総議員だという解釈もなり立ちうるわけですね。だから、どちらが正しいかという場合、別の基準を見出さないと、決定できないんじゃないでしょうか。

田畑(忍) 各議院の総議員というのですからね、やはり、各議院が、法律によって、それぞれ定員が決められている以上、

その定員総議員と考えなくてはならんと思うんです。欠けている場合の、欠けている者を勘定に入れて、現在議員ということとは、この趣旨に合わないと思うんです。各議院の総議員です。その各議院の総議員は、法律事項として法律で定めることになっているのですがね。

土井 憲法四十三条二項でいうところの、「定数」ということになるわけですね。

田畑(忍) そうなるわけですね。

黒田 定員説には、私も賛成なんですけれど、総議員という言葉から、いきなり、定員説だけが正しいと断定できるかどうか。

田畑(忍) それが、総議員というのでなくて、各議院の総議員とあるでしょう。やはり、法律で定めている総議員、つまり定員ということにならなければならん。それを何故あえて、欠員まで含めて、その欠員をばった数字、つまり現在議員を総議員と考えなければならんか。それこそ問題でしょうね。

和田 しかし、憲法の条文の文言では定員のことは、定数と書いているでしょう。第九十六条が、総議員の定数の2/3と書いています。第九十六条が、定員であることが、はっきりしますが、四十三条は定数と書き、九十六条では、総議員と書いておられます。その違いをどう解釈しますか。

田畑(忍) ええ、言葉が異なっておっても、同じことを意味することがしばしばあります。同じ言葉で、異なったことを表現す

る場合もある。

和田 しかし、第九十六条の総議員というのは、必ずしも定数をいい現わしているのだということにはなりませんね。

田畑(忍) いや、単に定数じゃないです。議院の定数なんです。議院の定数ということは、こちらの表現では、各議院の総議員の定数ということにならざるをえんわけです。その意味としては、四十三条の定数と九十六条の総議員というのが、同じ意味でないという確たる証拠はでて来ないです。わざわざ区別して解釈しようとするそのこと自身が、無理をしているのじゃないですか。即ち歴史的、客観的に解釈すれば、各議院の総議員というのは、各議院の議員の定数ということになります。この場合だって、各議院の議員のと書けば、定数とくるわけです。ね。あるいは、総数とくるわけです。ところが各議院の議員という表現をとらなかったんです。総議員とっているわけです。定数というのは、やはり、総べてということですよ。

黒田 和田さんは、現在員説ですか。

和田 どうも現在員説に近いようです。

黒田 現在員説をとる人は、定員説をとった場合に、すでに死んでいない人、あるいは、議席を失った人が、憲法改正の議決の際に、すべて、反対投票をしたのと同じ役割を演ずる。そのことは、極めて、不都合であると主張するわけです。死んだ人の中には、改正に賛成の人も居る筈だと。

田畑(忍) いや、これを考えれば、政党で考えるより他にな

い。政党で、大体方針をきめているのですから。即ち、憲法を改悪しようと考えているものと、憲法を守って行って完全実施にもって行こうときめているものとです。しかし九十六条の規定は国会議員の法定数です。何も解釈の無理をしなくとも、総議員というのは、議員の定数と考えるのが、法理的に極めてナチュラルじゃないですか。

黒田 いや、現に議席のない欠員者の数が、すべて改憲反対という効果を發揮するわけです。そのことが、不都合ではないかという疑問が提起されているんです。

田畑(忍) それは、それでいいので、疑問の提起が間違っているんです。

和田 しかし、憲法の文言をすなおにみますと、総議員イコール定数だというには、あまりに条文の文言に違いがあります。定数と総とは、違うと思うんです。たとえば、定数は欠けている場合もありますから、現に議席を有する者の総数が総議員だと、考えられます。

田畑(忍) 現総議員であれば、初めから明文で、現総議員と書くべきですね。明治憲法との比較ですけれどね。これは出席議員と限定してありますね。そのようにするか、現在議員とするか、はつきりしなくてはならん筈のものです。ところが、これを総議員としているんですから、これは定数と考えるのがナチュラルなんですよ。

黒田 まあ、現在員説も、分らんわけではないですけど、

九十六条で問題は、改正案に対して反対したものの、あるいは賛否不明のもの、そうゆうものは、ここでは、問題ではないんですね。ですから、憲法改正に積極的な賛成票が $\frac{2}{3}$ を越えるかどうか、と、いうところに問題があるわけです。その上に、現憲法の安定性を保持するということが、原則であって、これを改えるということが、例外ですね。法の解釈からいうと、例外法は、厳格に解釈すべきだと、いうことがあるわけです。だから、九十六条を素直に解釈した場合には、積極的に改憲案に賛成した票だけを考えて、そうゆう票が $\frac{2}{3}$ 以上を越えるかどうかの問題なんです。そうなると定員説が正しいということになります。

和田 もっとも、定員説の方が、憲法は、改正をしにくいのです。

黒田 そして、定員説をとっても、現在員説をとっても、いずれの場合でも若干の無理はでてきますが、その場合には、やはり現行法の安定性を尊重するという態度が基本的に正しいことになりま。

田畑(忍) 定員説をとることは無理じゃない。少しも無理はないです。

黒田 いや、議席を失った人が、いつでもマイナスの役割を演ずるといふ点だけを見れば、やはり若干の不合理的があるといえましよう。

田畑(忍) だから、その場合には、欠員が、四名なら、四名あ

るとしましてね、それは自民党になるか、社会党になるか、何になるか、これは分らんです。分らんものを初めから、勘定に入れるということになりますからね。無理でしょう。

和田 定員説をとると、意思表示の不可能なものを初めから、意思表示したかの如く取り扱わなくてはならないという無理が伴うのです。

田畑(忍) それは、さっき、黒田君が云われた様に、憲法を改正する場合には、なるべく鄭重に、困難にしているわけですが、つまりそれは憲法の保守性です。同時に進歩性ということになるわけですが、そのように考えないと解釈できないのじゃないかと思えます。

黒田 宮沢さんは、積極的に、改正に賛成する者と反対する者との数だけで、勝負を決することが良識に合するというわけですね。この理屈でいくと、無効のものは外されることになつてしまいます。これは次の国民投票に於ける過半数ということと関連するんですが、その場合、有効投票説をとるか、総投票説をとるかという問題について、どう考えますか。

田畑(忍) その点は、違って来ますね。

阿部 その場合、棄権とかいう問題は、別なんじゃないでしょうか。この場合、 $\frac{2}{3}$ 以上の賛成でということになるとね、棄権したものは、皆、反対と見なすわけですね。

土井 賛成だけが問題ですわね。

田畑(忍) それから、今現に、 $\frac{2}{3}$ とったとか、とらない

とか、云っているのは、総数から考えているのでしよう。徹底してその考えですし、そう考えなくてはならんと思うんです。欠員が何名生ずるかも分らんので、やはり安定している基準は総数ということになるのですよ。

土井 学説はその点で、競合してしましうけれど、国民大衆的解釈というものは、大体もうきまっておりますね。

田畑(忍) その通りです。その大衆の本能というのは、大体間違いないです。いわゆる学者の方が、間違いが多いぐらいでしょう(笑い)。

黒田 この問題については、あまり、キメのこまな議論はなされていませんね。でなんとなく、定員説は不合理だというわけで、現在員説が多数説のように見られているきらいがある。

田畑(忍) 学界には、どうもそうゆう悪弊があるんです。

◎ 国民投票の算定規準

黒田 それでは、国民投票の算定基準を問題にしましょうか。宮沢さんは、有効投票を基準にして過半数を判定すべきだと。そうでないと賛成しているのか、反対しているのか、分らない様な白票とか、無効票が、いつでも、改正に反対したという意味をもって計算されるのは不合理だというわけです。

土井 これは、投票のやり方次第で、相当違いができてきはしないですか。

黒田 条文を、すなおに読めば、「国民投票において、その

過半数」と書いてあって、そこからは直接には有効投票説は出て来ないんです。

阿部 この算定の基準ですが、いろいろと考えられるわけですね。非常に広くすれば、有権者の過半数ということも考えられるわけですね。もう一つは、投票した者の過半数、もう一つ狭くすると、賛成か反対か、はっきりした者の過半数、その場合は、無効投票は省かれるわけですね。

黒田 まあ、有権者総数とは、必ずしもここではとれないですね。結局、有効投票数か、総投票数かということですね。すなおにみたら、投票において、その過半数とあるので、総投票数をとるのが自然ですけども。

和田 実際に、無効と称せられるものは、どちらか分らんということでしょうか、どちらでもよいという意味表示なんではないか。分らんというのと、どちらでもよいというのは大変違います。

田畑(忍) 賛成という場合、ある程度の積極性が必要じゃないですか。

和田 どちらとも、とれる票を有効とみるか、無効とみるかで違うんです。

田畑(忍) どちらともとれるあいまいなものは、賛成とみなすわけにはいかない。それは又、有効・無効の問題ではないです。

阿部 それから、判定の基準の場合、有権者総数というよう

なことは、問題に一応ならないといいましたが、この場合でも法律で、投票に参加するものが、極端に少ないという場合、例えば国民の二・三%しか投票に行かないというような場合でも、その投票に参加した人を基礎として、改正を決めることができるかどうか。かりに、法律で、賛成者が有権者の何%以下のばあいは、改正案は確定しない、といった定めはできないのかというようなことに関連してくるから、全然無意味ではないです。

黒田 過半数以上の人が、投票に参加しなくてはいかんという条件を手続法で決めることはできるでしょうね。最高裁の裁判官の国民審査の場合には、内閣が任命したときに、既に裁判官としての資格を一応は得ているのだとの立場で、これを後で、国民審査によって、過半数以上のものが×をつければ罷免せられるということになっています。その場合は、引続き、裁判官たるの地位を維持するというのが原則で、罷免されるという方が例外ですね。だから、×が総投票数の過半数にならないければ、いいんだという解釈を最高裁はしているんですね。それと同じような解釈をとれば、憲法改正の場合は、現行憲法を維持するということが原則で、これを変えるというのが例外です。したがって、例外たる改憲案に賛成する票が、総投票数の過半数にならないければ、改正案は成立しないのだと解釈するのが合理的ではないでしょうか。

和田 有効投票説は、所詮、無理ですね。

田畑(忍) そうですね。

黒田 ところが、衆参両議院の議決の際に、現在員説をとる人は、大体この場合にも、有効投票説をとっていますね。

田畑(忍) 投票に於てとっていますが、それは投票者の過半数ということになりますね。

黒田 投票しない有権者は算定の基準になりませんわね。

田畑(忍) それあ、そうですね。

和田 しかし、国民の半数も投票しないというときに、例えば国民の $\frac{1}{3}$ しか投票しないとすると、その過半数の $\frac{1}{6}$ ぐらいで、憲法が改正できるということになります。そのようなことは、条文の中に明らかに示されていないけれど、憲法改正そのものの趣旨から、考えればおかしいですね。

田畑(忍) そうすると、国民全員ということですか。

和田 まあ少くとも、過半数はほしいところですよ。

田畑(忍) しかし、そうゆう限定はないですよ。それは、やむを得ないんじゃないですか。それは、国民の改正権で、権限ではなく権利でしょう。権利の放棄はしかたないでしょう。権利を放棄すべきでない云っても、権利を放棄する人が多数あれば、それは止むを得ないですよ。投票する義務をきめているわけじゃなくて、個々の国民に、投票する権利をきめているのです。だから、その投票権の放棄が、政治的に考えて好ましい問題でないにしても、やむを得ないです。しかし抵抗の義務からは別ですがね。

土井 憲法改正国民投票法なんか制定する場合に、立法政策

上の問題といたしましたは、いま、和田先生が、いわれたような趣旨を生かして、いろいろと考慮すべきだとしましても、憲法上、そうでなくてはならないという根拠はないですよ。

和田 憲法改正についての過半数の賛成を必要とするというのは、多数決で決定するという趣旨でしてね。そこで少なくとも、国民の過半数の直接意思を見るといって投票法が必要となるわけです。

田畑(忍) そうゆう趣旨は、ここに出ていませんですね。

和田 それは、条文の表には出ていませんが、憲法改正の精神にはそれがあると思われまます。

田畑(忍) いや、和田憲法は、そうでしょう。(笑)唯、しかし、前提としての国会の改正案の発議提案権ですね。それについては、はっきり、総議員として、非常に厳格にしてあるんです。あとは、国民の権利意識の問題です。

黒田 確かに、有権者の二割、三割程度の投票で、したがってさらにその半分そこそこの賛成で憲法改正案が、確定してしまうという事は、大変不合理なわけですけど。

田畑(忍) それは改正の問題でしょう。改悪じゃないんです。改悪でなく改正の場合に、反対のものは投票に来ません。

阿部 それが問題ですね。

田畑(忍) 権利放棄はかまわんです。改正に賛成のものが、投票したっていいんです。改正ということに限定してですよ。だから、改悪なんかは全然予定していない、そして権利

放棄はできる。それを顧慮しなくてはいかんという理屈は、なり立たんと私は思うのです。

和田 いや、こうゆう問題で、権利放棄は認めないというのでなしに、半数以下の投票のときは、再投票するというような方法をとりたいと思います。

田畑(忍) 権利放棄を認めないということは無茶ですよ。

黒田 これは、憲法改正国民投票法を作るときに、少くとも、過半数以上の点で、問題になりますね。過半数以上が、棄権した場合には、再投票にもちこむ、といったことも考えられる。

阿部 そのような場合、憲法改正に実際、反対であれば、棄権することによって目的を達することができまますわね。これは、ワイマール憲法時代にもたびたびありましたね。

和田 私が、田畑(忍)先生と一寸違うのは、権利放棄の点です。権利は原則として放棄できるものであると、いえると思いますが、放棄してはなり立たないとか、あるいは構成ができないとかという公法上の権利は、これを放棄してはいけないというものもあると思います。

田畑(忍) じゃ、例えば、国会議員の選挙で、どうもろくでもない候補者ばかりが出ていたら、私は放棄いたします。そんなものに、わざわざ投票に行きません。その権利があると思うのです。何故、それがいけないのですか。

和田 しかし、国民の国家に対する抵抗の必要のある権利

（基本的人権など）、特に抵抗権的なもの、それから要求権的なもの、を全部放棄したら、その結果は、どうなるでせう。基本的人権は原則として放棄できないということが、憲法第十二条の前段ではないでせうか。

田畑(忍) 全部放棄するというのを、私は云っておりません。場合によっては、放棄することがある。又は、放棄すべき場合がある、ということをいうんです。それを認めないということとは、それは、専制政治です。権利を放棄することによって却って抵抗権を行使することができるのですよ。

阿部 これはね、政治的な意図としては、丁度、逆の場合がある。だから、田畑先生のいわれるように投票しないということも、一つの意思表示なのです。

田畑(忍) ですから、憲法を護ろうとする人は、改憲案では、必ず改憲反対の投票に行きます。

黒田 ところで、国民投票の算定基準に関して、総投票説を採るといふ点では、大体に意見は一致しているわけです。唯問題は、将来、憲法改正国民投票法案ができる場合には、やはり、有効投票説の案が出てくる可能性があります。

田畑(忍) その可能性が、非常に多いですね。

黒田 前に、吉田内閣のときに、憲法改正国民投票法案というものが、できたのですが、その案は、どうになりましたかね。

田畑(忍) あれはね、私批判したことがあるのですがね、その内容は、一寸忘れえました。

黒田 その時、私の一番問題と考えたのは、教職員が、憲法改正案に対して賛成か、反対かということについて意思表示をすることが、極端に制限されておったですね。

阿部 憲法改正の場合に、予備運動というようものを一応認める、一応自由だと思えますね。

田畑(忍) その問題については、やはり憲法を改正しようと言う国会議員が、2・3以上そろわん限り、そうゆう立法をすること自身は間違っていると思うんです。私は、その問題については一応消極的な考えでなければならぬと思うんです。

黒田 政治論としては、そうかも知れませんが、私は、そうは思わないんで、憲法制定に相次いで、憲法改正国民投票法という手続法というものは、制定しておくべきものだと思います。

田畑(忍) いや、むしろ、必要なときになって、制定すればよいのであって、それまでにやるべきことがいっぱいあるんです。例えば、第八十一条に従って、違憲訴訟手続法というものを、作るべきにも拘らず、作っていないんです。これは、国会の怠慢ですがね。又、十五条に基づいて、内閣総理大臣罷免法とでも云うべきものを作っておくべきなんです。その他どういったものが多くあるんです。何を好んで、憲法改悪の手続法なんかを作らなければなりませんか。今は改正が、用意されていないことが明らかなんでしょう。唯、高柳意見にしましても、改憲に一応反対しながら、実は、なし崩しの改憲を考えておることは極めて明瞭です。その他の改憲論も、すべて改憲を考え

ている時に当って、憲法改正の手続法を作るなんていうことは、常識的に考えても、おかしい。そうゆうことを主張することは、私は、罪悪だと思えます。私は、国会で護憲派議員が $\frac{2}{3}$ 以上を占めたときに始めて作るべきだと思います。

黒田 その気持は、分りますけれどね、やはり。

田畑(忍) この気持が大事なのです(笑い)。改悪が云々されているとき、改悪を促進するような立法をする程、愚かなこととは思いません。私は、それは反動的な役割を演じるだけだと思ふんです。

黒田 いや、改憲問題がさし迫ってから、手続を作れば、改憲に有利な手続法になるわけですから。

田畑(忍) いや、私のいうのは、改正ですよ、改悪ではないですよ。そして今云われているのははっきり改悪なんです。改悪論議の盛んなときに、改正の手続法を作れというのは、改悪の手続法を作れということにほかならないでせう。

黒田 それあね、憲法を作って、十数年経った今頃、この問題をとりに上げるのはおかしいですが、ほんとは、憲法制定まもなく憲法改正国民投票法というものが、できておるべきなんです。

田畑(忍) 私は、そんなものは、後でいいと思ふんです。そんなものは、今の問題じゃないんです。憲法が実施されていないにも拘らず憲法改正の法律を作れといっているのは、実に馬鹿なことになりますよ。

黒田 私は、今、作れといっているのじゃなくて、一般問題

「護憲・改憲の諸問題」

として、本来、作っておくべきものだと言っておるのです。

田畑(忍) 勿論、今云っているのは政治論であり、立法論です。岸内閣や、池田内閣の下では憲法改正国民投票法とかいうものは、問題にならんです。まさに正しい憲法論が必要なんですよ。

黒田 まあ、当面の政治論としてはそういう手続法を作らせないと、いうことは分るんですけれどね。学者としては、如何なる手続法を作るかということをも十分研究しておく必要があると思ふんです。

田畑(忍) いや、それは、悪しき政治家に利用されることになるだけです。

黒田 まあ、この問題はそれくらいにして、他に九十六条で論じなくてはならない問題で、どんなものがありますか。

① 憲法改正権の所在

田畑(忍) 多少先に触れましたが、改正権者が何かということについて議論がありますね。改正権の所在の問題ですね。

黒田 憲法改正権は、あくまでも主権者たる国民の手に留保されていると。

田畑(忍) 主権者たる国民を構成している個々の国民に権利がある、というふうに考えなくてはならんと思ふんです。主権者たる国民にあるのじゃない。

黒田 ところが、それに対して、国民投票で、過半数の賛成を得ることを条件として、国会に改正権ありとする学説があり

ます。

田畑(忍) 又、国会と国民の両方が、改正権をもっているという考え方もありますね。

和田 国会に、改正権があるという学者は誰ですか。

田畑(忍) 例えば佐々木先生がそうです。

黒田 国民投票に於て、過半数の賛成を得るという条件はあっても、ともかく改正権は国会にあるんだということですか。

和田 特別法の制定（憲法九十五条参照）と同じ様な解釈をしていられるわけですね。

土井 しかし、佐々木先生の場合には、国会で提案されたその時点に於て、憲法改正が成立して、それに対して国民が、賛意を表明すれば、効果を確定すると考えておられるわけですね。
田畑(忍) 政治的には、国民にあるという表現をされていたと思うのです。

七、反憲法教育の現状

和田 政府は、反憲法教育を、全国のすべて教師にやらせようとしています。たとえば、体操の教師にも図画の教師にも反憲法教育を道徳教育という名でやらせています。憲法意識とか、正しい憲法教育とかは、主に社会科でやるのですが、社会科の教師は一部で憲法教育をやっているが、他の教師は、全部で反憲法教育をやるといふシステムになっているわけですね。校長さんは勤務評定、学力テストを行って、各教師があまり憲法を

教えないように監視しています。もし部下の教師が憲法を多く教えたなら、校長さん自体の首の具合が悪くなるということになっています。自衛隊違憲論なんかを教育すると、校長からも、教育委員会からもしかられることになっているのです。

黒田 その時の学習指導要領、小学校六年生の社会科篇では、憲法の解説にあまり立ち入らないようにという一項がありますね。

和田 特に今度の指導要領では、国家組織、国家機構、あるいは、経済機構、それから昔の、つまり大昔のヒミコ時代の歴史については、深く立ち入らないように、ということなんです。社会科と云うのは、社会の構造と法則とを教える行かなければ、現象がわからないものですが、国家の組織も、経済の機構も教えないとすると、社会科を教えないのと同じことになるのです。こういう規制をうけて、それに拘束されながら、今の小学校の教科書も、さらに中学校二年、三年の教科書も、書いているのです。だから、現在の学習指導要領の中では、渡辺君のいう、「制度としての憲法」というものがまかり通っているのです。そこで、憲法は変っていないのに、憲法を改悪したのとおなじような憲法教育がすすめられています。したがって、教育基本法の前文で、憲法を教育の規範にせよと云うことになっていますが、改悪した「制度としての憲法」に則って、日本の教育をやっているというのが実情じゃないかと思うのですね。

黒田 その場合、高柳式憲法論と云うのが、非常な悪い作用

を及ぼすわけですね。

和田 自衛隊についても、合憲論と違憲論との二つがあると云うことは教えられるが、違憲論を中心にしては教えられないと指導主事などは、指導していただきますからね。そこで学者の意見が分かれているということが大変困るのです。正しい憲法解釈は一つしかないものですね。

黒田 学校教育に於ても、あやまった学者の解釈と云うものに、非常に影響を受けている。これがマスコミ・新聞・ラジオ・テレビ等に於ては、それが一層顕著でしょうね。殆んど高柳式解釈と云うものを肯定して、その線に沿って、新聞の社説・報道がなされているわけですね。

和田 それにね、憲法に合った教科書は、うれうべき教科書であり、反憲法の教科書が、喜ぶべき教科書である、という評価がかねて旧民主党によってなされています。教科書は、三十年、三十三年に最も大きい改悪がなされています。今度も教科書の検定を通して改悪しようとしています。教科書の表現でも、抵抗とか闘争とかいう言葉は、なるべく避けようとしています。今度の検定教科書は昔の国定教科書とあまり変わりませんね。

田畑(忍) 学者が抵抗して、そんな悪い教科書をつくるべきではない。妥協してつくる学者が悪いのです。私はそう思う。

黒田 書かないで止めた学者もたくさんいるわけですね。

田畑(忍) 教員に抵抗する意思がすくない。勇気がないですよ。P・T・Aにしっかりした人がいるぐらいですね。

土井 教育委員会でも、地方によってかなり差異がありますね。

田畑(忍) 明治時代にも鈴木達治先生は、教育勅語を読まない、御真影をもらわない。文部省直轄の学校ですすよ、それが出来た。勇気があればやれるのです。

黒田 学校教育、マスコミ教育を通じて、あやまった意識がつけられないようにする為めには、我々自身が正しい憲法的識見を高めるようにしなければならぬでしょうね。

和田 それに教科書が無償になるでしょう。検定教科書が無償配給になりますと、それをつかえということになるでしょう。それに現在では、教科書だけでなしに、学校でつかうところの教材は、全部、教育委員会の認可を受けなければならぬ。たとえば、夏休み帳とか、副読本とか、のすべてのものは、教師が勝手に使用できない、ということになっています。このようにして、教育内容の国家統制の実をあげています。

田畑(忍) 教育委員会がわるくなっているし、また例の管理職手当がわざわざわいていますね。こんな教育界の現状は実になげかわしいです。

黒田 まだまだ問題点もたくさん残りしましたが、それらはいずれあらためて御討議願うことにして、今回のところはこれくらいで終了したいと思います。長時間にわたって、有難うございました。